

確認
チェック責任者

承認	審査	審査
再処理事業部長	副事業部長	再処理工場長
作成		
再処理計画部長	計画GL	計画グループ課長

保安活動への取り組みができていないことへの対応に係る 全体計画（再処理事業部）について

【記事】

事業者対応方針「平成29年度第2回保安検査（再処理施設）における指摘事項に係る事業者対応方針」のうち、

- 「現状の問題点を踏まえた今後の対応」

に関する再処理事業部の全体計画を改定する。

主な改定の概要

- ・全体報告書の作成時期の変更
- ・全体報告書作成時点で活動が終了しない事案の扱いの記載
- ・実績を踏まえたスケジュールの見直し

【添付資料】

保安活動への取り組みができていないことへの対応に係る全体計画書 改定4（案）

保安活動への取り組みができていないことへの対応に係る
全体計画書 改定4
(案)

2019年3月
再処理事業部

改定来歴

改定番号	作成年月日または改定年月日	改定箇所	改定内容
-	2017年9月29日	-	新規作成
1	2017年10月27日	全般 P2～3 P3 P4 P5 P6 P7	誤記修正 ステップ0の記載充実 ステップ2の内容変更 ステップ3の内容変更およびステップ4の新設 6項の変更および7項の新規追加 事務局の部署変更 変更内容の反映
2	2018年6月28日	全般 P1 P2～3 P4～5、表1	項目番号の変更 記載の適正化 適用範囲において、不適合に係る事案、保安上重要な約束事項、指摘事項等に係る事案の扱い等を明確化 各項目記載事項の整理統合 実績の記載の削除 スケジュールの記載の削除（表1に集約） 計画の見直しについて記載 「各事案のフォローアップ」について、他項目と重複しているため削除 要因の抽出および再発防止対策の項目を追加
3	2018年8月22日	P3 P4 P7 P8	「事業部幹部」の見直し（「再処理事業部長代理」の削除） 活動の集約について、実施結果の報告に含むことも可とした 体制の変更を反映した スケジュールの見直し
4	2019年3月29日	P4 P5 P7 図1 P8 表1	全体報告書の作成時期の変更、全体報告書作成時点で活動が終了しない事案の扱いの記載 要因の抽出および再発防止対策の策定を技術本部と共同で実施する旨を記載 再発防止対策を全体計画書に記載して報告することの記載、報告する会議の変更 記載の適正化 実態を踏まえた事務局の変更 実績を踏まえたスケジュールの見直し

目 次

1.はじめに	1
2.適用範囲	1
3.実施内容	2
3.1. 保安活動への取り組みができていない事案に係る改善	2
3.2. 要因の抽出および再発防止対策の実施	4
4.実施体制	6
5.実施スケジュール	6
6.別表1の変更について	6
7.計画の見直し	6
図1 実施体制	7
表1 全体スケジュール	8
別紙 別表1様式	9

1. はじめに

これまでの保安検査において指摘を受けた事項など、下記の事例をはじめとした再処理事業部における保安活動への取り組みが不十分である項目が明らかになった。

- a. JAEA大洗研究開発センターで発生した汚染事象を踏まえた水平展開において、自らの問題として積極的に水平展開ができていないこと。
- b. ハル・エンドピースドラムをはじめとした固体廃棄物が、保管廃棄場所ではない場所に長期保管されており、処理計画が具体化していないこと。
- c. 北換気筒風量計の超音波式流量計および信号変換器の交換をはじめとした原子力規制庁からの指摘事項や面談における約束事項が適切にフォローされていないこと。

本計画書は、再処理施設保安規定第10条および廃棄物管理施設保安規定第3条の8に基づく計画として、上記の事例をはじめとした保安活動への取り組みが不十分である項目に対する改善活動計画の仕組みをまとめたものである。

(参考) 事業者対応方針より抜粋

2. (2) 現状の問題点を踏まえた今後の対応

- a. 保安活動への取り組みができていないことへの対応に係る全体計画は、9月末までに再処理計画部長が作成し、再処理工場長が審査し、再処理事業部長が承認する。再処理事業部長は、承認に当たり、保安上の妥当性について再処理安全委員会における審議を受ける。さらに、本計画は、品質・保安会議において審議し、再処理事業部長は、審議結果を尊重して承認する。
- b. 全体計画では、事案に応じて対策に要する期間を短期、長期に分類し、確実に改善を実行していく。
- c. 活動の結果は、再処理計画部長が作成し、再処理工場長が審査し、再処理事業部長が承認する。再処理事業部長は、承認に当たり、保安上の妥当性について再処理安全委員会における審議を受ける。さらに、本結果は、品質・保安会議において審議し、再処理事業部長は、審議結果を尊重して承認する。
- d. また、これらの問題点が生じた要因を抽出し、再発防止対策を実施する。これは、全社の安全・品質に係る改善活動として取り扱う。

2. 適用範囲

本全体計画書は、「平成29年度第2回保安検査（再処理施設）における指摘事項に係る事業者対応方針資料1」2. (2) に記載の保安活動への取り組みができていないことへの対応に係る全体計画である。適用範囲は、再処理事業部の保安に関する業務である。

なお、不適合に係る事案については、現在改善中の不適合管理の中で管理されることから、「再処理事業部 不適合等管理要領」に従い管理する。また、『「セルフチェックの強化、保安上重要な約束事項、指摘事項等の管理強化」に係る実施計画書（再処理事業部）』の中で管理される事案（新規基準、検査制度見直しに係る事案等）については、同実施計画書で作成するリストで管理する。

3. 実施内容

3.1. 保安活動への取り組みができていない事案に係る改善

再処理施設保安規定および廃棄物管理施設保安規定（以下、合わせて「保安規定」という。）に規定する各職位は、保安活動への取り組みができていない事案について整理し、改善する。改善に当たっては、計画を策定し、計画に基づいた活動を実施し、保安活動への取り組みを改善する。

各事案の担当課長および担当部長は、事案ごとに不適合処理または是正処置など*1の計画段階や計画書の作成段階で具体的な計画を策定し、これらの計画に従い定められた期日まで確実に活動を実施するものとする。

事務局は、各事案の活動の進捗の確認および報告までを含めた全体的なフォローアップを行う。

また、これらの問題点が生じた要因を抽出し、再発防止対策を実施する。これは、全社の安全・品質に係る改善活動として取り扱う。

*1 予防処置、改善事項も含める

(1) ステップ0（リストの整理）

- ・事務局は、「出来ていないことリスト」*1を可能な範囲で整理する。（整理した結果を別表1*2に集約する。別表1の様式を別紙に示す。）
- ・事務局は、可能な範囲で計画の策定、および事案に応じて対応する期間を短期、長期に仮分類する。
- ・事務局は、保安活動への取り組みができていないことへの対応（以下「対応」という）を以下の3つに仮分類し、別表1に反映する。

（対応の仮分類）

対応①：雨水流入事象など、事業者対応方針に基づき別途計画を立てているもの

対応②：不適合処理票を既に起票している、または今後起票する事案で、不適合管理の中で対応するもの

対応③：上記に該当しない事案で、その他事案ごとに計画書を作成して対応するもの

*1（参考）保安検査にて提出した「出来ていないことリスト」の構成を示す。

1) 個別リスト

- (1) 個別事項
- (2) 品質保証、行動文化の問題
- (3) 組織要因、力量

2) 原子力規制庁コメントおよび約束事項に対する管理方法について（案）

3) 追加リスト

*2 別表1は第2回保安検査にて提出した「出来ていないことリスト」を元に、各事案の現況、対応部署、対応に要する期間を記載している。

(2) ステップ1 (別表1の充実)

[内容]

- ・事務局は、各課長および各部長にステップ0で作成した別表1の内容を再確認し、必要な事項を記載するとともに、事業者対応方針に記載事項で、別表1に反映されていない事案を追加する。
- ・事務局は、保安規定に規定されている職位に基づき、事案ごとに責任者（各部長または各課長）を定め、責任者は対策を検討する。

(3) ステップ2 (短期の事案の対策)

[内容]

- ・各課長および各部長は、短期の事案の内容、検討した対策、スケジュール、見通しを整理する。
- ・各課長および各部長は、整理した内容について、事業部幹部*³と議論し、対策およびスケジュールを具体化する。
- ・各課長および各部長は、策定された計画を承認する。なお、必要に応じて上位職の承認を得る。
- ・各課長および各部長は、対策を実施するとともに、必要に応じて計画の見直しを行う。

(4) ステップ3 (長期の事案の対策)

[内容]

- ・各課長および各部長は、長期の事案の内容、検討した対策、スケジュール、見通しを整理する。
- ・各課長および各部長は、整理した内容について、事業部幹部*³と議論し、対策の方向性を定める。
- ・各課長および各部長は、長期の事案について、事業部幹部*³と議論し、対策およびスケジュールを具体化する。
- ・各課長および各部長は、策定された計画を承認する。なお、必要に応じて上位職の承認を得る。
- ・各課長および各部長は、対策を実施するとともに、必要に応じて計画の見直しを行う。

*³ 再処理事業部長、副事業部長（総括）、再処理工場長

(5) ステップ4 (活動の集約およびフォローアップ)

[内容]

- ・事務局は、実施責任者の指示に従い、以下のa.~c.の状況を確認し、別表1に集約する。別表1には事案ごとに関連する計画書を記載する。

- a. 各事案の計画の策定状況
 - b. 各事案の実施状況
 - c. 各事案の活動の結果
- ・事務局は、集約結果を実施責任者に報告する。
 - ・実施責任者は、報告を受けた集約結果を踏まえて、各課長および各部長に指示を行うとともに、再処理事業部長に報告する。
- なお、この事業部長への報告については、(6)実施結果の報告に含めることができる。

(6) 実施結果の報告

- ・事務局は、2018年1月末までの短期事案の結果を取り纏めた報告書を作成する。なお、上記時点で活動が終了しない短期事案については、活動を継続するとともに、再度計画を見直す。
- ・事務局は、「3.2. (2) 要因の抽出および再発防止対策の報告」とあわせて、2019年5月時点の各事案の実施状況および活動の結果を取りまとめた報告書（全体報告書）を作成する。
- ・一方、上記時点で活動が終了しない事案については、『「セルフチェックの強化、保安上重要な約束事項、指摘事項等の管理強化」に係る実施計画書（再処理事業部）』に基づく活動の中で、以降の実施状況を確認する。
- ・事務局が作成した報告書は、実施責任者が審査し、チェック責任者が確認したうえで、再処理事業部長が承認する。
- ・再処理事業部長は、全体報告書の承認に当たり、保安上の妥当性について再処理安全委員会／貯蔵管理安全委員会における審議を受ける。さらに、品質・保安会議において審議し、審議結果を尊重して承認する。

3.2. 要因の抽出および再発防止対策の実施

実施責任者は、別表1の「保安活動への取り組みができていない事案」について、要因の抽出および再発防止対策を実施する。ただし、新規制基準および新検査制度に係るものなど、これからの課題に係るものについては、要因の抽出および再発防止対策の実施からは除外する。

なお、再処理事業部は、以下の経緯を踏まえ、2019年2月1日の技術本部発足以降は、技術本部と共同で下記(1)を実施する。

- ・技術本部は、再処理事業部から新增設設計等の部門を分離して発足したこと
- ・上記の新增設設計等の部門は、2017年度の本活動開始から技術本部発足日までは、再処理事業部として活動を実施していたこと

(1) 要因の抽出および再発防止対策の策定

- ・実施責任者は、3.1項(1)で行った分類（①事業者対応方針に基づく計画によるもの、②不適合管理の中で対応するもの、③その他のもの）を考慮して、要因の抽出および再発防止対策の策定を行う。

- ・要因の抽出に当たっては、事業者対応方針 資料4「全社としての改善の取り組み強化に関する活動」に記載の要因、事業者対応方針 資料1によるRCA報告書を考慮する。さらに、②については、不適合管理の是正処置として行う原因の特定、是正処置内容も考慮する。

(参考) 事業者対応方針より抜粋

【事業者対応方針（資料4）に記載の8要因】

- (1) 「自ら気づき、速やかな対策に繋ぐことができない」ことに関する事業部に対する原因分析
 - a. 気づきの意識・感度が低い。【人（意識・力量）】
→決められたことだけを実施すればよいと考える。
 - b. 気づいても報告しない。【人（意識・力量）】
→気づいた事象の重要性が理解できていない。報告する習慣がない。
 - c. あるべき姿と現状のギャップが認識できていない。【人（意識・力量）】
→設備・管理のあるべき姿が明確になっていない。現状が正しく認識できていない。
 - d. 計画の検討が不足しており、実施状況のチェックもできていない。【管理】
→業務が管理できていない。
 - e. 他の業務があり、着手できない、しない。【環境（業務実施）】
→業務の優先順位が指示されない、リソースが配分されない。
- (2) 「事実を正確に把握し、説明できない」ことの事業部に対する原因分析
 - a. できたこと、できていないことを整理して説明できない。【人、管理（業務管理・意識）】
→事前の準備ができていない。日ごろの現場環境の把握が弱い。
→できていないことについて積極的に説明したくない。
 - b. 質問の趣旨を理解できない。【人（コミュニケーション）】
→質問の趣旨を確認しない、できていない。
 - c. 理解できるような説明ができない。【人（コミュニケーション）】
→（検査官の）視点を理解できない。現状が正しく認識できていない。

(2) 要因の抽出結果および再発防止対策の報告

- ・実施責任者は、(1)の結果を再処理事業部長へ報告する。
- ・再処理事業部長は、再発防止対策を全体報告書に記載し、品質・保安会議で審議する(3.1.1(6)参照)。また、再処理事業部の品質目標等に反映させ、再発防止対策を確実に実施させるとともに、品質マネジメントシステムの中で、上記の品質目標の達成状況を確認する。

4. 実施体制

本対応に係る実施体制を図1に示す。

事務局は、適宜、進捗状況をフォローアップする。品質保証チームは、本計画書に基づく活動プロセスの妥当性を確認する。また、品質保証チームは、該当する不適合処理の処理状況について、適宜情報を提供するものとする。

5. 実施スケジュール

各事案の完了目標を表1に示す。

なお、各事案の具体的な実施スケジュールは、個別計画書に示す。

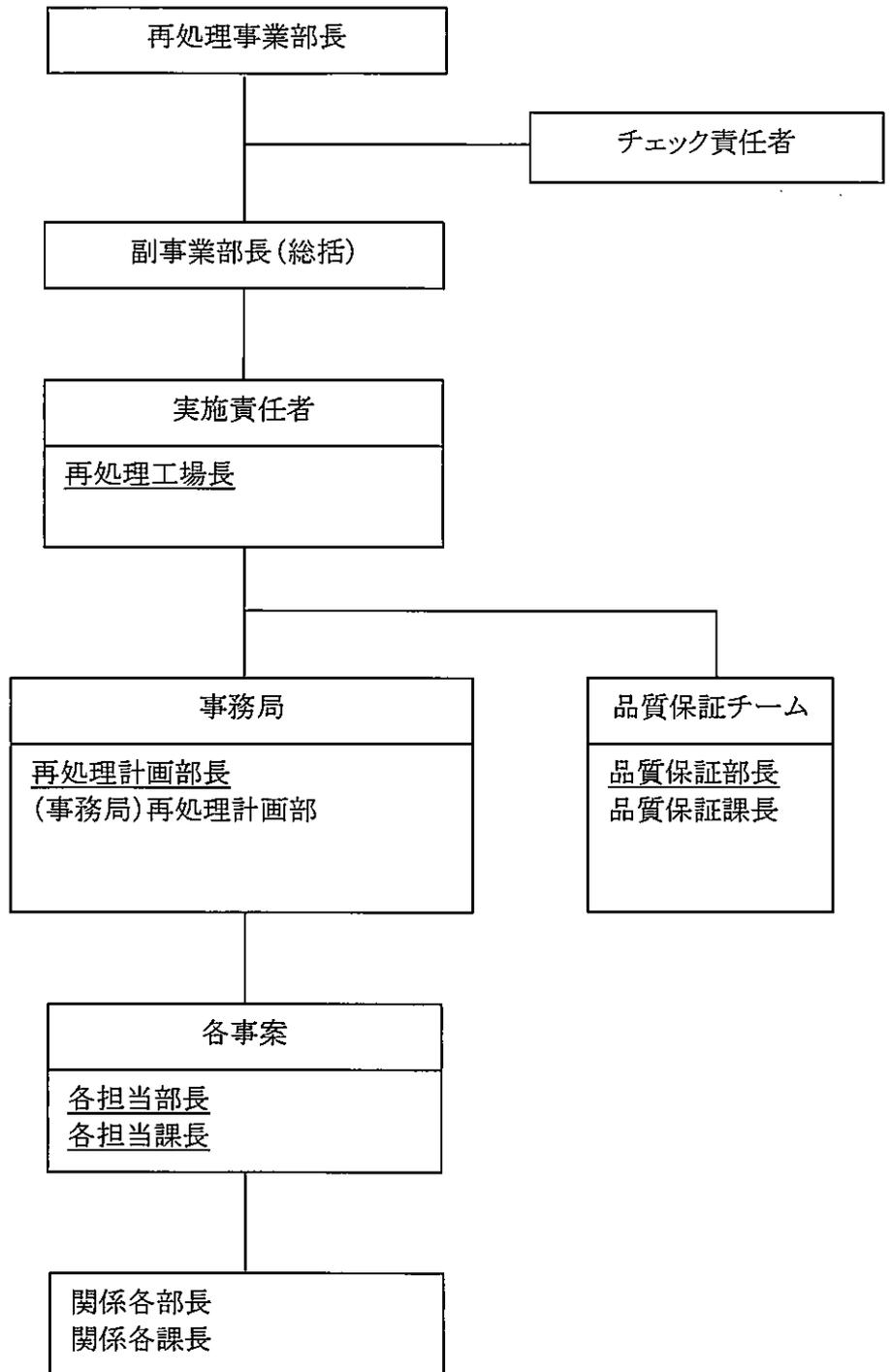
6. 別表1の変更について

事務局は、フォローアップした結果を、適宜別表1へ反映し、更新する。なお、別表1の更新については、再処理安全委員会／貯蔵管理安全委員会および品質・保安会議での審議は不要とする。

7. 計画の見直し

本計画書の変更は、再処理計画部長が作成し、再処理工場長が審査し、チェック責任者が確認したうえで、再処理事業部長が承認する。再処理事業部長は、承認に当たり、軽微な変更の場合を除き、保安上の妥当性について再処理安全委員会／貯蔵管理安全委員会における審議を受ける。また、本計画の変更は、軽微な変更の場合を除き、品質・保安会議において報告する。

以 上



下線はリーダーを示す。

図1 実施体制

